

議第 59 号

## 下呂市職員定数条例の一部を改正する条例について

下呂市職員定数条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 3 年 4 月 27 日提出

下呂市長 山 内 登

### 提 案 理 由

令和 3 年 4 月の人事異動に伴い職員定数を改めるため、当該条例の一部を改正するもの。

## 下呂市職員定数条例の一部を改正する条例

下呂市職員定数条例（平成16年下呂市条例第28号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前																																
<p>(定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、次の表に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;">区分</th> <th style="width: 40%;">定数（人）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市長の事務部局</td> <td style="text-align: center;"><u>402</u></td> </tr> <tr> <td>議会の事務部局の項・選挙管理委員会の事務部局の項（略）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>監査委員の事務部局</td> <td style="text-align: center;"><u>3</u>（1）</td> </tr> <tr> <td>教育委員会の事務部局の項（略）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>教育委員会の所管に関する学校その他の教育機関</td> <td style="text-align: center;">22（<u>2</u>）</td> </tr> <tr> <td>農業委員会の事務部局の項～公営企業の事務部局の部（略）</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合計</td> <td style="text-align: center;">668（<u>31</u>）</td> </tr> </tbody> </table> <p>注（ ）書は兼任を示す。</p>	区分	定数（人）	市長の事務部局	<u>402</u>	議会の事務部局の項・選挙管理委員会の事務部局の項（略）		監査委員の事務部局	<u>3</u> （1）	教育委員会の事務部局の項（略）		教育委員会の所管に関する学校その他の教育機関	22（ <u>2</u> ）	農業委員会の事務部局の項～公営企業の事務部局の部（略）		合計	668（ <u>31</u> ）	<p>(定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、次の表に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;">区分</th> <th style="width: 40%;">定数（人）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市長の事務部局</td> <td style="text-align: center;"><u>403</u></td> </tr> <tr> <td>議会の事務部局の項・選挙管理委員会の事務部局の項（略）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>監査委員の事務部局</td> <td style="text-align: center;"><u>2</u>（1）</td> </tr> <tr> <td>教育委員会の事務部局の項（略）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>教育委員会の所管に関する学校その他の教育機関</td> <td style="text-align: center;">22</td> </tr> <tr> <td>農業委員会の事務部局の項～公営企業の事務部局の部（略）</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合計</td> <td style="text-align: center;">668（<u>29</u>）</td> </tr> </tbody> </table> <p>注（ ）書は兼任を示す。</p>	区分	定数（人）	市長の事務部局	<u>403</u>	議会の事務部局の項・選挙管理委員会の事務部局の項（略）		監査委員の事務部局	<u>2</u> （1）	教育委員会の事務部局の項（略）		教育委員会の所管に関する学校その他の教育機関	22	農業委員会の事務部局の項～公営企業の事務部局の部（略）		合計	668（ <u>29</u> ）
区分	定数（人）																																
市長の事務部局	<u>402</u>																																
議会の事務部局の項・選挙管理委員会の事務部局の項（略）																																	
監査委員の事務部局	<u>3</u> （1）																																
教育委員会の事務部局の項（略）																																	
教育委員会の所管に関する学校その他の教育機関	22（ <u>2</u> ）																																
農業委員会の事務部局の項～公営企業の事務部局の部（略）																																	
合計	668（ <u>31</u> ）																																
区分	定数（人）																																
市長の事務部局	<u>403</u>																																
議会の事務部局の項・選挙管理委員会の事務部局の項（略）																																	
監査委員の事務部局	<u>2</u> （1）																																
教育委員会の事務部局の項（略）																																	
教育委員会の所管に関する学校その他の教育機関	22																																
農業委員会の事務部局の項～公営企業の事務部局の部（略）																																	
合計	668（ <u>29</u> ）																																

### 附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

【参考資料】

下呂市職員定数条例の一部を改正する条例要綱

1. 改正理由

令和3年4月の人事異動に伴い職員定数を改めるため、当該条例の一部を改正するものです。

2. 概要

(1)職員定数を改めます。

所属名	改正後	改正前	増員理由
監査委員の事務部局	3	2	課長職配置によるもの
教育委員会の所管に関する学校その他の教育機関	22(兼任2)	22	南北給食センター長兼任によるもの

(第2条関係)

(2)この条例は、公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用します。

(附則関係)

